

薬 第 4900 号  
令和 6 年 12 月 10 日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則について（通知）

このことについて、神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（令和 6 年神奈川県規則第 80 号）が公布され、神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第 38 号）の施行日が令和 6 年 12 月 12 日となりましたので通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであることを申し添えます。

問合せ先  
献血・薬物対策グループ  
井口、川野邊  
電話 (045) 210-4972

## 別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会会長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長